

亀山市告示第207号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 この告示において「教育訓練講座」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p><u>(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</u></p> <p><u>(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 この告示において「教育訓練講座」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p><u>(1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座</u></p>

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座

(4) その他前3号に準じた講座として市長が必要と認める講座

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件を満たす者とする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。

(2) (略)

(訓練給付金の額等)

第5条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(2) その他市長が必要と認める講座

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件を満たす者とする。

(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者

(2) 教育訓練講座の受講開始日において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による教育訓練給付金の受給資格を有していない者

(3) (略)

(訓練給付金の額等)

第5条 訓練給付金の額は、対象者が教育訓練講座を受講するために負担した費用の60パーセントに相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ただし、当該額が20万円を超える場合は、20万円とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第1号又は第2号の教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円）

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第3号の教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額（その額が80万円を超えるときは、80万円））

(3) 受講開始日現在において前2号以外の対象者 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

(対象講座の指定申請)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、教育訓練講座の受講を開始する日前に訓練給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）の指定を受けなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 児童扶養手当を受給していない場合は、申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）並びに養育費に関する申告書（様式第2号）

(4) (略)

(訓練給付金の支給申請)

第9条 前条の規定による指定の通知を

(対象講座の指定申請)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、教育訓練講座の受講を開始する日前に訓練給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）の指定を受けなければならない

(1) 及び (2) (略)

(3) 児童扶養手当を受給していない場合は、前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額についての市町村長等の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）及び養育費に関する申告書（様式第2号）

(4) (略)

(訓練給付金の支給申請)

第9条 前条の規定による指定の通知を

受けた者（以下「受給資格者」という。）は、対象講座の受講を終了した日の翌日から起算して1月以内に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 児童扶養手当を受給していない場合は、前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）並びに養育費に関する申告書

(4) ～ (6) (略)

(7) 第5条第1号及び第2号に掲げる対象者にあつては、雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がないことを証明する書類

(8) 第5条第3号に掲げる対象者にあ

受けた者（以下「受給資格者」という。）は、対象講座の受講を終了した日の翌日から起算して1月以内に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 児童扶養手当を受給していない場合は、前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額についての市町村長等の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）及び養育費に関する申告書

(4) ～ (6) (略)

つては、一般教育訓練給付金、特定  
一般教育訓練給付金又は専門実践教  
育訓練給付金の支給額を証明する書  
類

(9) (略)

(7) (略)

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所  
氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の名称	
教育訓練講座の期間	年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
受講に必要な費用(予定額)	入学料 円+受講料 円= 円
児童扶養手当証書番号	
過去における亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の給付の有無	有 ・ 無

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書)
- 2 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
- 3 児童扶養手当を受給していない場合は、申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)並びに養育費に関する申告書
- 4 その他市長が必要と認める書類

同意書

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業における対象講座の指定に当たり、市職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名



様式第5号を次のように改める。



母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所  
氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象講座指定番号	
教育訓練施設の名称	
教育訓練講座の名称	
教育訓練講座の期間	年 月 日(受講開始日)から 年 月 日まで
受講に要した費用	入学料 円+受講料 円=合計 円
児童扶養手当証書番号	
雇用保険法の教育訓練給付金の支給額	円

(添付書類)

- 1 申請者及びその者が扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書)
- 2 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し
- 3 児童扶養手当を受給していない場合は、申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)並びに養育費に関する申告書
- 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書の写し
- 5 教育訓練の修了を証明する書類の写し
- 6 教育訓練施設の長が発行した、受講するために負担した費用について発行した領収書の写し
- 7 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がない場合は、受給資格がないことを証明する書類
- 8 雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を証明する書類
- 9 その他市長が必要と認める書類

同意書

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名



附 則

この告示は、公表の日から施行する。